

◇森林環境税について【本県の自主的な税制】

論点

森林環境税の制度設計について

課税から10年が経過した。使途事業は拡大しているが、森林環境保全について、整備すべき施業放置林はまだ多くが残存している。

このような中、森林環境税制度(税率、課税期間、使途事業など)は、今後どうあるべきか。

平成27年9月17日(木)
午後4時00分～ 奈良県庁5階

奈良県税制調査会資料



奈良県森林環境税について

奈良県総務部税務課

目次

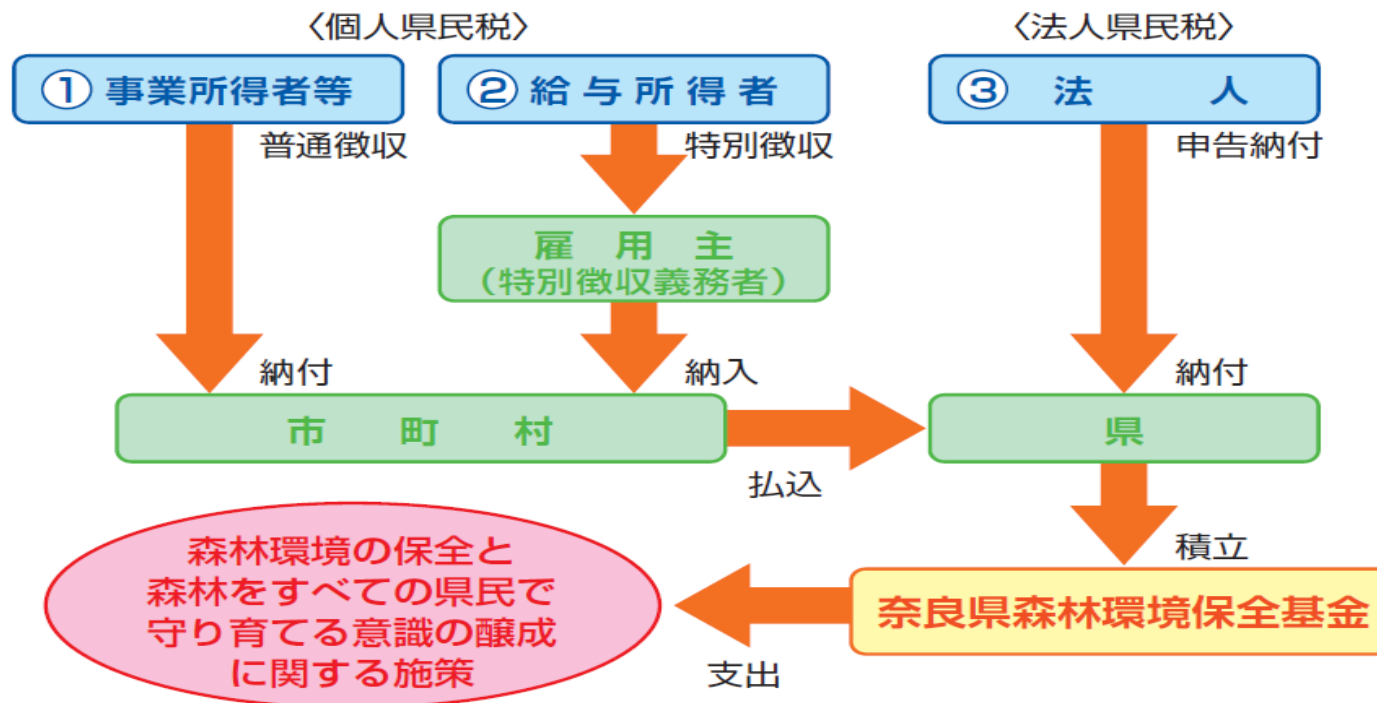
1	奈良県森林環境税の概要	2
2	奈良県森林環境税の状況	
	（1） 税収の推移	3
	（2） 使途事業	4
	（3） 基金積立金の状況	5
	（4） 全国の状況	6
	（5） 県民アンケート実施について	7
	（6） 施業放置林整備事業について	9
3	第9回税制調査会における議論	11
4	森林環境税の制度設計について	
	（1） 税率及び課税期間について	12
	（2） 使途事業について	13

1. 奈良県森林環境税の概要

奈良県森林環境税の概要

- ・ 県土の保全、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、平成18年度より導入(期限5年、18年度～22年度)、平成23年度に5年延長(23年度～27年度)
- ・ 会計を区分し用途を明確化するため、税収は「奈良県森林環境保全基金」に積み立て、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する事業経費に充当
- ・ 課税の仕組み
 - ・ 課税方法……「県民税均等割」に上乗せする方法
 - ・ 税 率…… 個人:年額500円、 法人:森林環境税課税前の均等割額の5%相当額

仕組みのイメージ



2. 奈良県森林環境税の状況

(1) 税収の推移

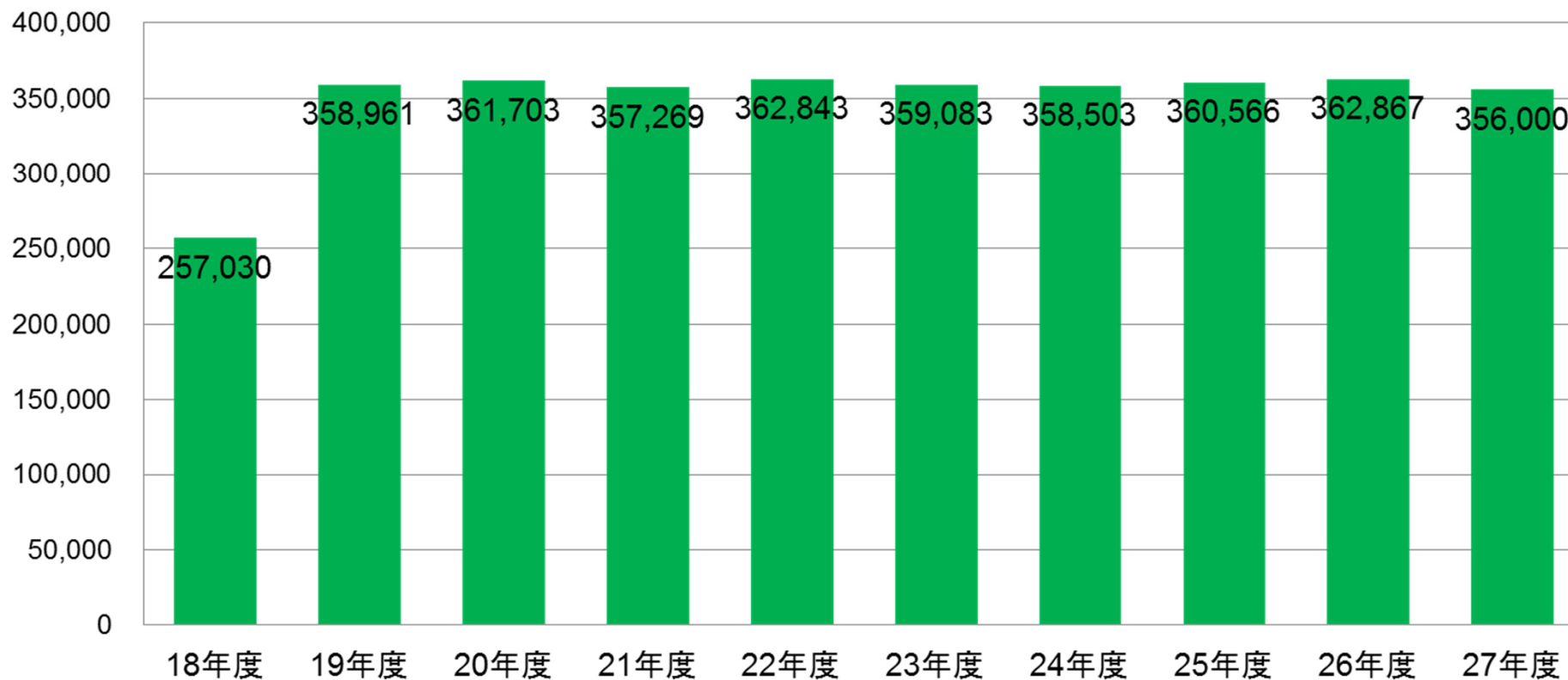
(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
森林環境税税収額	257,030	358,961	361,703	357,269	362,843	359,083	358,503	360,566	362,867	356,000

※23～26年度は決算額、27年度は予算額

森林環境税税収額

(単位:千円)



※23～26年度は決算額、27年度は予算額

2. 奈良県森林環境税の状況

(2) 使途事業

第1期(平成18~22年度)から継続している取り組み

① 施業放置林の整備



適切な手入れがされず放置された人工林で、強度の間伐を行っています。

② 里山づくりの推進



NPOやボランティアの協力のもと、里山林を整備しています。

③ 森林環境教育の推進



森林と人々の生活との関係など、森林環境について学ぶ機会を提供しています。

第2期(平成23~27年度)から追加した取り組み

④ 森林とのふれあいの推進



ふれあったり、なかめて楽しむことのできる森林づくりを行っています。

⑤ 森林生態系の保全



シカやクマ、病害虫による森林生態系への被害を防除しています。

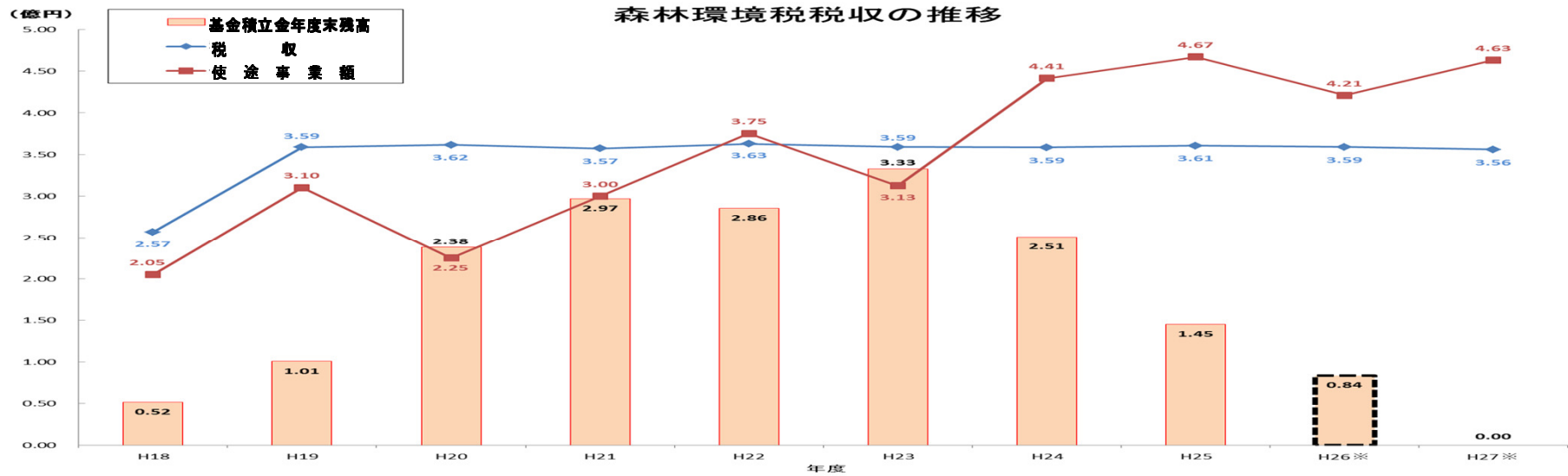
(単位：千円)

事業名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①	施業放置林解消活動推進事業 (旧奈良の元気な森林づくり推進事業)	4,323	4,367	3,564	11,178	10,928	10,513	11,498	11,407	9,696	10,000
	施業放置林整備事業 (旧森林環境保全緊急間伐事業)	172,808	273,755	191,800	259,923	293,501	246,040	308,504	309,116	278,950	297,100
	奈良県森林区分設定事業	—	—	—	—	41,434	—	—	—	—	—
	森林環境管理制度導入検討事業	—	—	—	—	—	—	—	—	1,267	5,298
②	里山づくり推進事業	8,847	5,462	5,551	3,966	6,094	10,148	15,444	24,539	20,942	29,200
③	森林環境教育推進事業	19,286	26,793	24,085	24,959	23,317	37,087	35,932	37,931	35,453	45,787
	奈良県森林CO2吸収量認証事業	—	—	—	—	—	22	29	34	0	153
④	森林とのふれあい推進事業	—	—	—	—	—	4,255	51,577	58,236	50,027	40,900
⑤	森林生態系保全事業	—	—	—	—	—	4,515	18,258	25,637	24,187	34,711
合計		205,264	310,377	225,000	300,026	375,274	312,580	441,242	466,900	420,522	463,149

※23~26年度は決算額、27年度は予算額

2. 奈良県森林環境税の状況

(3) 基金積立金の状況



事業名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 施業放置林解消活動推進事業 (旧奈良の元気な森林づくり推進事業)	4,323	4,367	3,564	11,178	10,928	10,513	11,498	11,407	9,696	10,000
	172,808	273,755	191,800	259,923	293,501	246,040	308,504	309,116	278,950	297,100
	—	—	—	—	41,434	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	1,267	5,298
② 里山づくり推進事業	8,847	5,462	5,551	3,966	6,094	10,148	15,444	24,539	20,942	29,200
③ 森林環境教育推進事業	19,286	26,793	24,085	24,959	23,317	37,087	35,932	37,931	35,453	45,787
	—	—	—	—	—	22	29	34	0	153
④ 森林とのふれあい推進事業	—	—	—	—	—	4,255	51,577	58,236	50,027	40,900
⑤ 森林生態系保全事業	—	—	—	—	—	4,515	18,258	25,637	24,187	34,711
合 計	205,264	310,377	225,000	300,026	375,274	312,580	441,242	466,900	420,522	463,149

※23～26年度は決算額、27年度は予算額

奈良県森林環境税第1期4年目までと第2期1年目は、使途事業執行額が税収を下回っていたため、基金残高が増加した。しかしながら、第2期2年目以降使途事業執行額が税収を大きく上回ったため、**終期には基金残高がほぼゼロ**となった。

2. 奈良県森林環境税の状況

(4) 全国の状況

- ＜全国導入状況＞
- ・平成15年度に高知県で導入されて以後、平成26年度時点で35県が導入
 - ・導入した県の多くは時限措置(主に5年間)としているが、全て期限到来時に延長

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
導入県数	1	1	6	8	7	6	1	—	1	2	—	2

- ・課税方式は県民税均等割の超過課税

個人:300円～1,200円の上乗せ(過半数の20県が500円の上乗せを採用)

*500円=20県、1,000円=6県、700円=3県、800円=3県、400円=1県、1,200円=1県、その他=1県

法人:均等割額の5～11%増(過半数の19県が5%増の課税を採用)

*5%=19県、10%=8県、7%=3県、8%=1県、11%=1県、その他=3県

- ＜全国用途事業＞
- ・平成26年度における全国での用途事業は次のとおり

森林整備(主として水源地域)＜35県＞、普及啓発＜31県＞、森林環境学習＜30県＞
ボランティア支援＜28県＞、里山整備(主として集落周辺の里山林)＜26県＞、
木材利用促進＜23県＞、地域力を活かした森林づくり(公募事業)＜20県＞、
人材育成＜12県＞ など

- ＜前年度期限到来県＞
- 島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県
全て昨年度中に単純延長(12月議会～2月議会)

2. 奈良県森林環境税の状況

(5) 県民アンケート実施について

<県民アンケート実施>・森林環境税に関し、県民の幅広い意見を聴取するため、アンケートを実施
(森林整備課実施委託事業)

・対象者・・・個人2,550人、法人450社への抽出アンケート

<県民アンケート内容>・個人向け

I 「環境問題」、「都市、中山間地域の地域格差問題や過疎問題」への関心度合い

II 「森林の公益的機能」についての知識、関心度合い

III 「森林環境税」及び「森林環境税を活用した各種事業」についての必要性並びに
税額別の賛否(現状維持(500円)、増額(700円)、減額(300円))

・法人向け

I 「環境問題」、「都市、中山間地域の地域格差問題や過疎問題」への関心度合い

II 「森林の公益的機能」についての知識、関心度合い

III 「森林環境税」及び「森林環境税を活用した各種事業」についての必要性並びに
税額別の賛否(現状維持(均等割額5%)、増額(均等割額8%)、減額(均等割額3%))

<県民アンケートスケジュール>

・平成27年6月末 : アンケート結果の速報値とりまとめ

・平成27年8月上旬 : アンケート結果のクロス集計等分析結果とりまとめ

・平成27年10月中旬 : 最終報告書作成

2. 奈良県森林環境税の状況

県民アンケート実施結果概要（詳細は別添参照）

1 森林環境税の取組について(報告書P12, 16)

・森林環境税を活用した取組について、必要だと考える割合 ……**個人87.7%、企業87.8%**

・森林環境税を活用した取組について、今後も継続すべきだと考える割合 ……**個人52.6~61.2%** } 事業毎に
割合が違う
……**企業56.7~64.9%**

(参考) 個人における割合最高:①施業放置林整備事業(61.2%) 割合最低:④森林とのふれあい推進事業(52.6%)

2 森林環境税の税額について(報告書P19~20)

・現在の税額(個人500円、企業均等割額の5%)について賛成する割合 ……**個人81.3%、企業59.1%**

3 支払い意思額の分析について(報告書P35~37)

・半数の人(企業)が払う意思有と分析できる金額 ……**個人 679円、企業 5.7%**

4 見直し期間について(報告書P22)

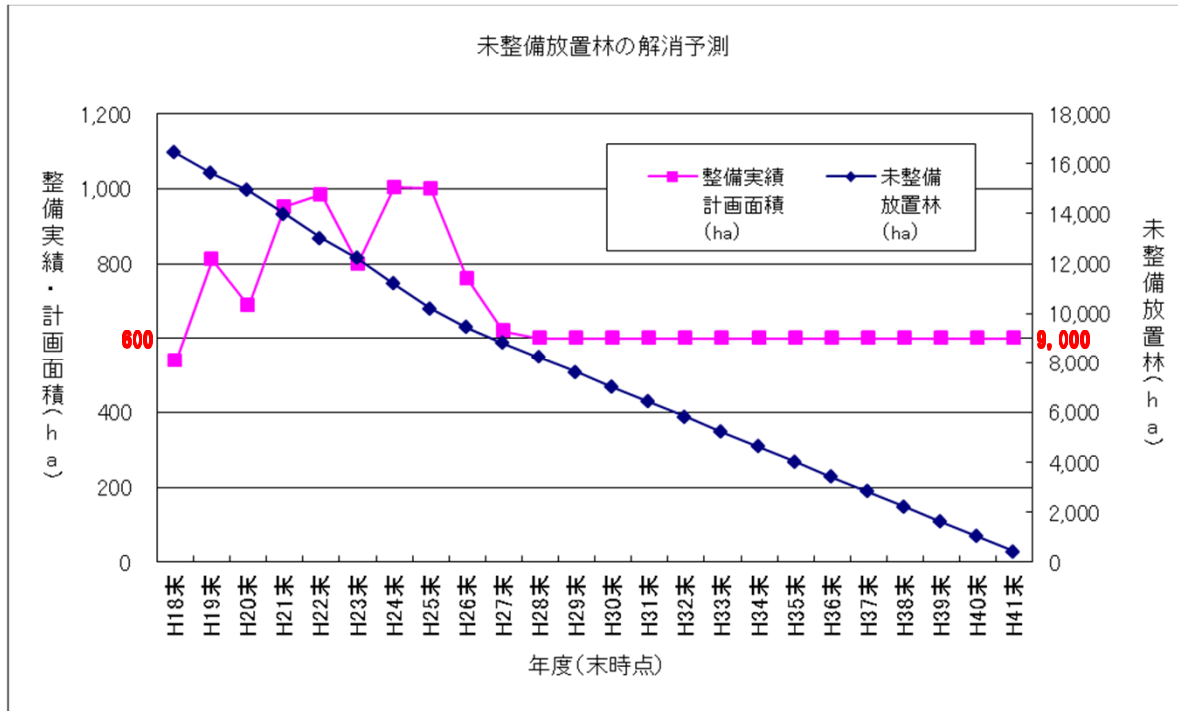
・見直し期間について、5年間で適当だと考える割合 ……**個人58.9%、企業58.5%**



- ・森林環境税全般の取組については、8割以上の支持がある。
- ・各事業毎の継続の必要性については、全て過半数の賛成があるが、事業毎に賛意の度合いは異なる
(①施業放置林整備事業の賛意が最も高い)
- ・現在の税額については、個人では8割以上の支持があり、企業でも6割近い支持がある
- ・一定額までの増額の意思はみられるが、但し、現在の税額を大きく上回る(2倍など)程の増額の意思ではない。
- ・見直し期間5年間については、6割近くの支持がある

2. 奈良県森林環境税の状況

(6) 施業放置林整備事業について

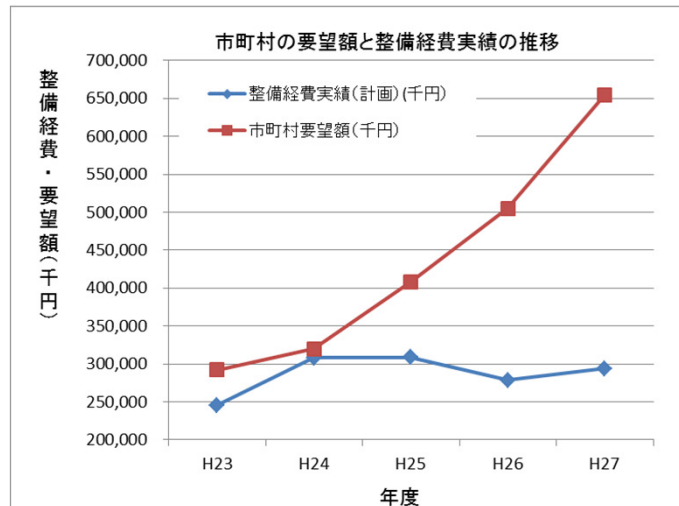
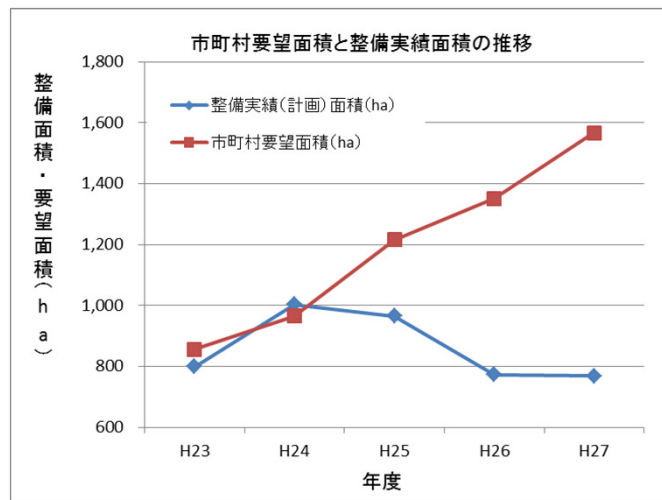


平成27年度末
未整備放置森林
約9,000ha



現況において想定される
整備面積：約600ha

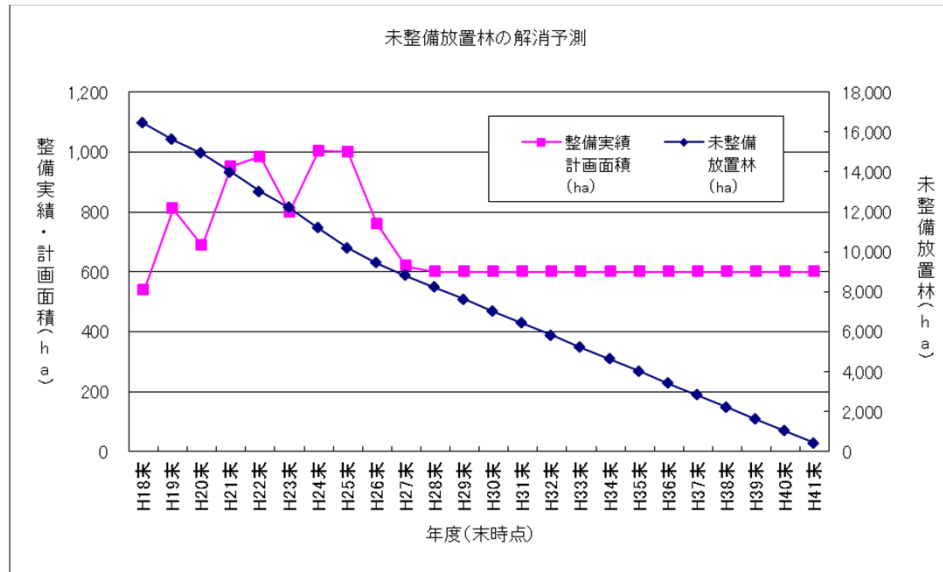
☆完了するまで約15年必要



平成23年度からの森林環境税第2期に入ってから、市町村が要望する施業放置林整備事業に対する要望面積・要望額は急増傾向にある。

3. 奈良県森林環境税の状況

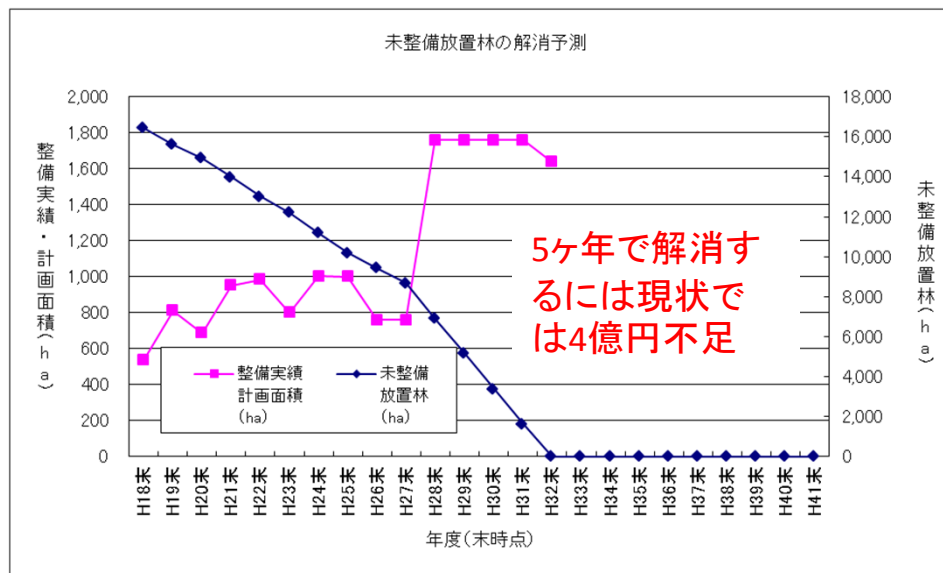
<税額シミュレーション>



H26年度
 (個人500円、企業5%)
 個人税収 303百万円
 企業税収 54百万円
 合計 357百万円

【個人600円、企業6%】
 個人税収 363百万円
 企業税収 65百万円
 合計 428百万円 **71百万円増**

【個人700円、企業7%】
 個人税収 424百万円
 企業税収 76百万円
 合計 500百万円 **143百万円増**



【個人1,000円、企業10%】
 個人税収 606百万円
 企業税収 108百万円
 合計 714百万円 **357百万円増**

【個人1,100円、企業11%】
 個人税収 666百万円
 企業税収 119百万円
 合計 785百万円 **428百万円増**

3. 第9回税制調査会における議論

第9回税制調査会における議論について

- ・ 5つの取組(①施業放置林の整備、②里山づくりの推進、③森林環境教育の推進、④森林とのふれあいの推進、⑤森林生態系の保全)のうち、「①施業放置林の整備」と「⑤森林生態系保全」を中心に行うこと。
- ・ 事業効果が明確でないものも多い。
- ・ 増額の議論をする前に、使途事業の精査を行うこと。
- ・ 特に「森林とのふれあいの推進」というのは、わざわざ特別な税を取ってまでやるような事業なのか。何故、森林環境税を充てているのか。
- ・ 使途について、もう少し締めて考える時期に来ている。

4. 森林環境税の制度設計について

(1) 税率及び課税期間について

<税率について>

・税率の増額

<メリット> 半数の人・企業が一定程度の増額に対し支払う意思を示している(個人679円、企業5.7%)
施業放置林の整備につき、整備すべき施業放置林が9,000ha程度残存している

<デメリット> 未整備放置林が次期5年間で解消するためには、個人、企業とも2倍以上の増額が必要であるが、それだけの増額について県民・企業のコンセンサスは得られていない
林野庁から、森林環境税の国税版の創設の要望等が現在されており、その動向を見る必要がある
消費税増税が控えていること等の社会的状況を考慮すると、県民の負担を増やすことは困難



(案) 現行と同じく、個人＝均等割額 500円、企業＝均等割額 5% とする

<課税期間について>

- ・森林環境税導入35県中、28県が5年間の課税期間としていること
- ・県民アンケートにおいても、個人、企業とも過半数が5年間の課税期間が良いとしていること



(案)
現行と同じく、5年間の課税期間とする

4. 森林環境税の制度設計について

(2) 使途事業について

<他県との使途事業比較>

森林整備に係る独自課税の導入状況（H27.6 林野庁調べ）

県名	① 施業放置林の整備 (森林整備)	② 里山づくりの推進 (里山整備)	③ 森林環境教育の推進 (森林環境学習)	④ 森林とのふれあい推進	⑤ 森林生態系の保全
岩手県	○		○		
宮城県	○	○			
秋田県	○	○	○		
山形県	○	○	○		
福島県	○	○	○		
茨城県	○	○	○		
栃木県	○	○	○		
群馬県	○	○	○		○
神奈川県	○		○		
富山県	○	○	○		
石川県	○		○		
山梨県	○	○	○		
長野県	○	○			
岐阜県	○	○	○		○
静岡県	○	○	○		
愛知県	○	○	○		
三重県	○	○	○		
滋賀県	○	○	○		
兵庫県	○	○			
奈良県	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○		
鳥取県	○	○			
島根県	○	○	○		
岡山県	○	○	○		
広島県	○	○	○		○
山口県	○		○		
愛媛県	○		○		○
高知県	○		○		○
福岡県	○				○
佐賀県	○				
長崎県	○	○	○		
熊本県	○		○		○
大分県	○	○	○		
宮崎県	○	○	○		○
鹿児島県	○	○	○		○
	35	26	30	1	10

* 市町村提案、公募事業除く

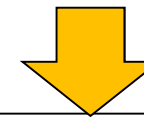
* 「森林とのふれあい推進」は、未利用森林エリアに眺望エリアや活用エリアを整備し地域活性化を図るもの

* 「森林生態系の保全」とは、森林生態系に重大な被害をもたらすニホンジカ対策やツキノワグマの保護管理、ナラ枯れ対策等をいう

本県使途事業に係る他県導入状況

(森林環境税導入全国35県中)

- ① 施業放置林の整備 35県
- ② 里山づくりの推進 26県
- ③ 森林環境教育の推進 30県
- ④ 森林とのふれあいの推進 1県
- ⑤ 森林生態系の保全 10県



全導入県において、①施業放置林整備は使途事業として実施されている。

一方、④森林とのふれあいの推進を独立した使途事業として実施しているのは奈良県のみ

4. 森林環境税の制度設計について

(2) 使途事業について

<使途事業に係る取組結果と今後の課題等>

取組	27予算額(千円)	主な事業内容	第2期までの取組結果（主なもの） (H18～H27：H27は見込み)	今後の課題、重要性等
	(割合%)			
① 施業放置林の整備	312,398 (67.5%)	放置人工林における強度間伐	8,270haを整備	いまだに未整備放置森林が約9,000ha残存しており、間伐等による整備を必要としている
② 里山づくりの推進	29,200 (6.3%)	1) NPOやボランティアによる放置里山林・竹林の整備 2) 集落周辺の森林に獣害防止を目的とした緩衝帯整備	1) 85haを整備 2) 44haを整備 (H23～)	1) 依然、放置里山林や竹林は多く、かつ、これら里山林等について健全な里山は維持するためには、手を入れ続ける必要あり 2) 集落における獣害被害は依然厳しい状況にある
③ 森林環境教育の推進	45,940 (9.9%)	1) 森林環境教育の指導者養成 2) 森林の大切さを体験学習するイベントの開催 3) 生徒・児童に木への親しみを持ってもらおう木育の普及	1) 約300人養成 2) 養成した指導者によるイベント参加者 約2,500人 県実施イベントによる参加者 約24,000人	森林の公益的機能についての認識を深め、県民全てが森林を守り育てるという意識の醸成と、放置森林への取組の理解を進め、それにより森林の保全をよりすすめることから、森林環境教育推進は今後とも重要
④ 森林とのふれあいの推進	40,900 (8.8%)	未利用森林に眺望エリアや活用エリアを整備して地域活性化を図る	奈良県景観計画に基づく景観創造事業に位置づけられた森林区域20箇所について整備を実施	当初の目的を果たした(20箇所の整備を実施済)
⑤ 森林生態系の保全	34,711 (7.5%)	森林生態系に重大な被害を及ぼすニホンジカ対策やツキノワグマの保護管理、ナラ枯れ対策等	過去三年 (H23～25) のニホンジカ捕獲数及び被害区域面積 (捕獲数→被害面積) H23 : 4,722頭 → 3,724ha H24 : 6,423頭 → 3,399ha H25 : 6,927頭 → 3,680ha	<ul style="list-style-type: none"> ニホンジカについては、一定の効果を上げているが被害が下げ止まり状態にあり、今後もニホンジカ対策は必要 紀伊半島のツキノワグマは、依然レッドデータブックにおいて絶滅危惧地域個体群の位置づけにあり、保護管理が必要 ナラ枯れ被害面積は、H24 : 13.7ha→H26 : 21.1ha と拡大傾向

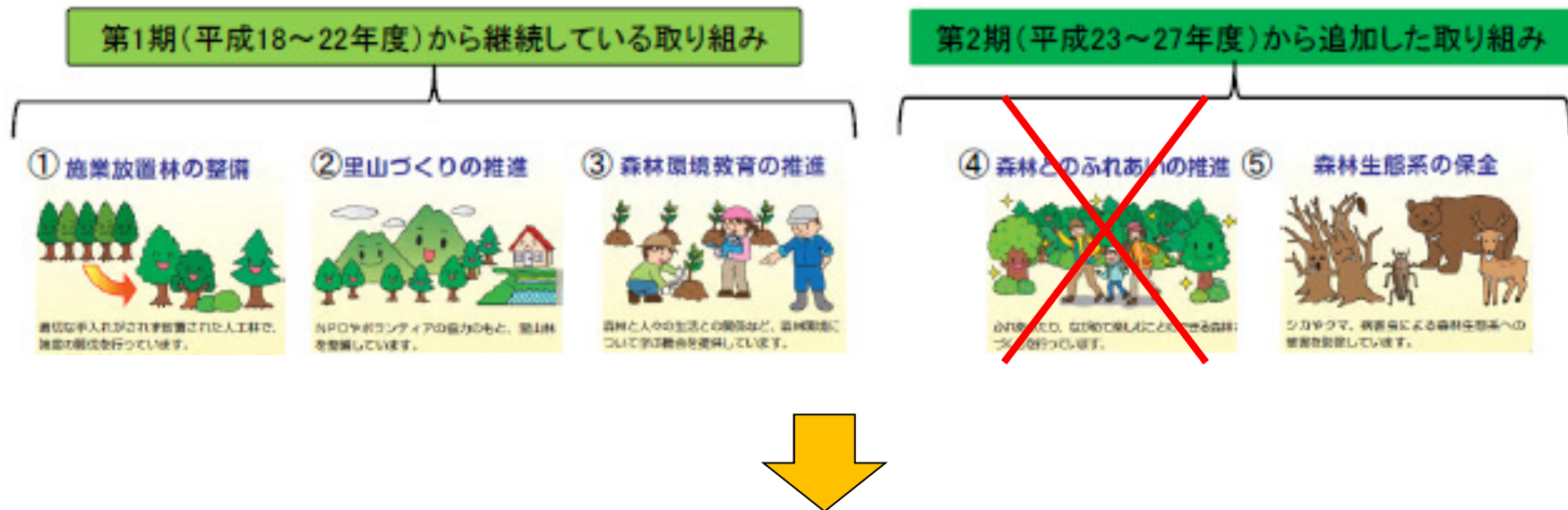


※使途事業について、④以外の事業については、今後も事業の重要性等はあるが、④「森林とのふれあいの推進」については計画された森林区域20箇所の整備を実施済であり、**当初の目的は達した**といえる。

4. 森林環境税の制度設計について

(2) 使途事業について

<使途事業の見直しについて>



使途事業の見直し、精査により④「森林とのふれあいの推進」は、景観創造事業導入期において当初の目的を果たしたとして、森林環境税の事業対象より外す方向で検討

また、その他の事業についても、限られた予算内で適切に執行するために、取組体系を見直すとともに、特に必要な「放置森林への対応」により重点化

4. 森林環境税の制度設計について

第Ⅲ期における取組(案)

放置森林への取組

① 施業放置林の整備



適切な手入れがされず放置された人工林で、強度の間伐を行っています。

② 里山づくりの推進



NPOやボランティアの協力のもと、里山林を整備しています。

③ 森林環境教育の推進



森林と人々の生活との関係など、森林環境について学ぶ機会を提供しています。

④ 森林生態系の保全



シカやクマ、病害虫による森林生態系への被害を防除しています。

用途割合を明確化

目的：森林の公益的機能維持増進

①②放置森林への取組：ハード事業

<公益的機能発揮対策、里山環境再生、森林環境管理制度>

③森林環境教育の推進：ソフト事業

④森林生態系の保全：ハード・ソフト事業

(H27予算ベース 約70%)

第Ⅲ期についてはより重点化